

総務委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、定款及び法人運営基本規則に基づき、総務委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 総務委員会は、総務を担当し、以下の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 記録の整理と保管
 - (2) 文書の発受
 - (3) 総会、理事会及び社員総会に関する事務
 - (4) 外部との折衝
 - (5) 事務局の管理
 - (6) 会員の入会、退会、除籍、除名に関する手続き
 - (7) 会員記録の管理
 - (8) 会員名簿の作成と印刷
 - (9) その他、総務に関する事項
- 2 総務委員会は前項各号の事務の遂行のため必要な事項の審議を行い、その結果を理事会に報告する。また、総務に関し、理事会からの諮問に応じ、又は理事会に意見を述べる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の任期)

第4条 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とし、最大三期までとする。

附則

- (1) 本規則は、この法人の設立の登記の日に遡って適用されるものとする。
- (2) 2018年5月2日 第3条および第4条改正